

ブロック塀等撤去補助金申請の流れ

補助金申請の流れを次のとおり説明します。

1. 事前相談

申請したい意向をお持ちの場合、まず市建築課窓口へお問い合わせください。

窓口にて、塀の全景や高さが分かるような写真や、建物の配置や塀の位置が分かる図面、そして塀の所有が分かる書類として、建築確認申請書類や固定資産課税納付通知書などがあれば、相談がスムーズとなります。

※面する道路の幅員が狭い場合、同じ位置に塀を新設できない場合がありますので、あらかじめ市建築課窓口にご相談ください。

2. 申請書作成・提出

申請書作成の段階で、事前に市担当者と相談しておくことで提出がスムーズです。

予算の範囲内での補助で、かつ年度内（3月15日までの工事完了）が条件となります。

このため、申請できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

※所有者本人が提出されない場合、委任状が必要となります。

3. 審査

書面による審査とし、場合によっては現地調査を行うこともあります。

4. 交付決定通知

補助金が交付されることが決定したという書面が郵送で届きます。

※工事の開始は、この交付決定通知日からになります。

5. 工事着手届

補助事業着手として、工事着手届（様式第4号）の書面を提出します。

6. 工事実施

補助事業としてのブロック塀等の撤去工事を実施します。

※工事契約など関係書類はしっかり保存するようにしてください。

※工事は必ず期間内に完了しなければなりません。

※工事の変更や中止の場合、手続が必要となりますので、市建築課までご連絡ください。

7. 完了届兼実績報告書

完了届兼実績報告書（様式第7号）の書面と併せて、撤去工事（着手前・途中・完了後）の写真等成果品の提出が必要となります。それを受けて、市が工事完了の審査を行います。

8. 交付額確定通知書

完了届に不備等がない場合、補助金額が記入された確定通知書が郵送で届きます。

9. 補助金請求書

確定通知書で決定した額を請求書（様式第9号）にて請求します。

10. 補助金入金

請求書提出後、市内部の支払手続を経て、指定口座に入金されます。

☆お問い合わせ先 摂津市 建設部 建築課 居住支援係
TEL 06-6383-1407（建築課直通）
FAX 06-6319-5225（建設部直通）